

平成 31 年度岩手県主任介護支援専門員研修 実施要項

1 研修目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

公益財団法人いきいき岩手支援財団（指定研修実施機関として岩手県より指定）

3 研修期間及び実施場所（各組とも 4 回の開催で、初回のみ合同開催です）

研修期間			実施場所
1、2 組合同	研修①	平成 31 年 9 月 3 日（火）～6 日（金）	岩手県産業会館（サンビル） （盛岡市大通 1 丁目 2 番 1 号）
1 組	研修②	平成 31 年 10 月 15 日（火）～18 日（金）	盛岡市勤労福祉会館 （盛岡市紺屋町 2 番 9 号）
	研修③	平成 31 年 11 月 12 日（火）～15 日（金）	
2 組	研修②	平成 31 年 11 月 5 日（火）～8 日（金）	盛岡市勤労福祉会館 （盛岡市紺屋町 2 番 9 号）
	研修③	平成 31 年 11 月 25 日（水）～28 日（木）	

4 研修課程及び講師氏名

別紙 1「平成 31 年度岩手県主任介護支援専門員研修【日程】」及び別紙 2「平成 31 年度岩手県主任介護支援専門員研修【各研修課程の目的と内容】」のとおり

5 修了評価

介護支援専門員ガイドライン（厚生労働省）の研修記録シートの提出に加え、各科目の到達目標の達成を確認するために、習熟度チェックを各科目終了時に当該研修科目に関して行うものとする。

6 研修修了の認定方法

該当する研修の全課程を修了した者に、修了証明書を交付するものとする。（原則として欠席・遅刻・早退・退席のある場合、提出書類に不備・不足がある場合、指定された期日までに提出がない場合、他受講者の受講の妨げとなる行為等が見られた場合は、全課程を修了したとは認められない）

なお、申込書類等の記載事項が事実と異なっている等の虚偽・不正があった場合、修了証明書交付後であっても修了を無効とし、修了証明書を返還してもらうものとする。

7 受講対象者

介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する介護支援専門員であり、研修修了後は、他の介護支援専門員に対する助言・指導に積極的に取り組む意思を有するとともに、関係者との連絡調整、スーパーバイズ、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できるものとする。

具体的には以下の①～④のいずれかに該当し、かつ平成 18 年度以降に実施された介護支援専門員専門研修課程 I（平成 15～17 年度に実施された介護支援専門員現任研修基礎研修課程 I 又は基礎研修課程 II でも可）及び専門研修課程 II 又は実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。

① 専任（※1）の介護支援専門員として従事した期間が通算して 5 年（60 ヶ月）以上である者。

ただし、指定居宅介護支援事業所の管理者（以下「管理者」という）との兼務は期間として算定できるものとする。

② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年 4 月 24 日老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又

は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（※1）の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者。

ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。

③ 介護保険法施行規則第140条の66第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者。

④ 介護支援専門員として従事した期間（兼務期間を含む）が通算して5年（60ヶ月）以上である者であって、次のいずれかの要件に該当する者。

ア 兼務の内容が在宅介護支援センターにおける相談援助業務である者。

イ 県の指定研修実施機関が実施する介護支援専門員研修又は介護支援専門員の資質向上を目的として全県若しくは高齢者保健福祉圏域で実施する研修において講師の実績がある者。

※1「**専任**の介護支援専門員」とは、「**常勤**（※2）かつ**専従**（※3）の介護支援専門員」のことを指す。

※2「**常勤**」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることをいう。

※3「**専従**」とは、業務時間帯を通じて当該業務以外の職務に従事しないことをいう。この場合の業務時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいう。

8 受講手続き

以下の手順により受講手続きとする。

(1) 受講申込

「受講申込書」及び「実務経験証明書」を指定された期日までに当財団あて送付する。

(2) 受講決定

受講者として決定した本人あて「受講決定通知書」を当財団から送付する。

(3) 受講料の納入

受講決定通知書受理後、指定された方法により受講料を納入する。

9 受講料

29,100円

受講料は、受講決定通知書に同封の指定振込用紙にて郵便局から振込み、受講料の振込みの証明となる「郵便振替払込受付証明書」を指定の貼付用紙に添付し、指定された期日までに当財団あて送付するものとする。

なお、受講料納入後の返還はしないものとする。

10 実施上の留意点

研修受講地については、原則として介護支援専門員の登録を行っている都道府県とする。

平成31年度岩手県主任介護支援専門員研修【日程】

※研修開始前、終了後に5分程度の事務連絡があります。

【研修①】					会場：サンピル
日時	研修課程	形態	時間	講師	
9月3日(火) 1、2組	9:30～10:00	オリエンテーション			
	10:00～12:00	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	講義	2	
	13:00～16:00	人材育成及び業務管理	講義	3	
9月4日(水) 1、2組	9:30～10:00	研修体系について			
	10:00～12:00	主任介護支援専門員の役割と視点 (地域包括支援センターの運営を含む)	講義	2	
	13:00～16:00			3	
9月5日(木) 1、2組	9:30～12:30	運営管理におけるリスクマネジメント	講義	3	
	13:30～16:30	ターミナルケア	講義	3	
9月6日(金) 1、2組	9:30～16:30 (休憩1時間含む。)	対人援助者監督指導（スーパービジョン）	講義	6	

【研修②】					会場：1、2組 勤労福祉会館
日時	研修課程	形態	時間	講師	
1組10月15日(火) 2組11月5日(火)	9:30～16:30 (休憩1時間含む。)	地域援助技術（コミュニティーソーシャルワーク）	講義 演習	6	
1組10月16日(水) 2組11月6日(水)	9:30～16:30 (休憩1時間含む。)	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	講義 演習	6	
1組10月17日(木) 2組11月7日(木)	9:30～16:30 (休憩1時間含む。)	対人援助者監督指導（スーパービジョン）	講義 演習	12	
1組10月18日(金) 2組11月8日(金)	9:30～16:30 (休憩1時間含む。)				

【研修③】					会場：1、2組 勤労福祉会館
日時	研修課程	形態	時間	講師	
1組11月12日(火) 2組11月25日(月)	9:30～16:30 (休憩1時間含む。)	個別事例を通じた介護支援専門員に対する 指導・支援の展開	講義 演習	24	
1組11月13日(水) 2組11月26日(火)	9:30～16:30 (休憩1時間含む。)				
1組11月14日(木) 2組11月27日(水)	9:30～16:30 (休憩1時間含む。)				
1組11月15日(金) 2組11月28日(木)	9:00～16:00 (休憩1時間含む。)				
	16:00～16:30	修了証明書交付			